

神戸市生活困窮者居住支援事業提案募集要領

1. 提案募集の趣旨

- (1) 今回の提案募集は、住居のない生活困窮者に対して、当面の日常生活に関する支援（宿泊場所や衣食の提供等）を行うことにより、安心して就職活動を行うことが可能となり、就労自立につなげていくことを目的としています。
- (2) 本事業は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく事業です。
- (3) つきましては、「委託仕様書」（別紙 3）に定める仕様・条件に従って、支援内容、支援方法についてご提案ください（本事業に関する Q&A（別紙 4）も参照ください）。

2. 業務内容

「神戸市生活困窮者居住支援事業委託仕様書」（別紙 3）のとおり

3. 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

※本事業に係る令和 8 年度一般会計予算が成立しない場合は、この入札に基づく契約を締結しないことがあります。

4. 提出物

- (1) 「令和 8 年度神戸市生活困窮者居住支援事業提案募集の参加申し込みについて」（別紙 1）
- (2) 神戸市生活困窮者居住支援事業提案書
- (3) 法人概要、登記簿、決算書等事業内容及び業績を説明することのできる資料
※(2) 及び(3)については電子資料および正本 1 部をご提出ください。
なお、提出書類は一切返却しません。

5. 提案書の仕様

上記の 4-(2) 提案書には、以下のことを記述してください。

- (1) 提案趣旨
- (2) 業務執行体制
 - ①事務所及び相談窓口（連絡先）
 - ②宿泊場所（間取り・設備含む）
 - ③支援業務体制（出務体制）
 - ④支援業務を行う者の経歴、資格等
 - ⑤バックアップ体制等（連絡体制を含む）
 - ⑥事故に対する体制
- (3) 業務内容
 - ①具体的な支援方法と内容（具体的な支援事例、衣食の提供方法等）
 - ②業務の進め方と方針
 - ③関係機関との連携方法
 - ④進捗状況管理方法（支援記録の管理、個人情報の管理方法含む）
 - ⑤その他貴団体で実施する独自の取り組み等
- (4) 費用の見積もり
自立相談支援事業と居住支援事業を分けて見積もりを算出してください。
- (5) 業務実績
ホームレスの相談支援や一時宿泊支援に関する業務実績（件数と主要取り組み事例の概要）
- (6) 受託に際しての条件等の特記事項

6. 募集団体 1 事業所

7. 委託料 上限 29,535 千円

内訳：自立相談支援事業 19,203 千円（上限）

居住支援事業 10,332 千円（上限）

8. 募集期間（参加申込）

令和8年1月20日（火）午後5時（必着）までに、「令和8年度神戸市生活困窮者居住支援事業提案募集の参加申込について」を電子メールにて提出ください。

9. 質問の受付

本事業等について質問がある場合は、令和8年1月20日（火）午後5時（必着）までに、「質問票」（別紙2）を電子メールにて、ご提出ください。なお、回答内容は令和8年1月26日（月）午後5時までに、参加申込書の提出があった全ての事業者に対して、電子メールにて送付します。

10. 資料の提出締切

令和8年2月3日（火）午後5時（必着）までに上記の「4. 提出物の(2)及び(3)」を作成し、直接福祉局くらし支援課（神戸市役所1号館）へご持参いただか、郵送にてご提出ください。また、同様の内容の電子資料を電子メールでもご提出ください。

なお、締め切りまでに提出がなかった場合は、辞退とみなします。

11. 委託事業者の選定方法

(1) ご提案いただいた内容につきましては、提案書書面による一次審査、及び委託団体審査委員会における提案事業者からの内容説明（プレゼンテーション）を踏まえ、金額のみならず内容を総合的に評価したうえで、神戸市福祉局保護課が本件の派遣契約の事業者を決定いたします。

(2) 一次審査の結果については、令和8年2月13日（金）を目途に、電子メール及び郵送にてお知らせします。

(3) 一時審査を通過した提案事業者からの内容説明については、令和8年2月16日（月）から令和8年2月20日（金）（予定）の間に神戸市役所1号館（予定）にて開催する委託団体審査委員会の中で、提出された提案書をもとにプレゼンテーションを行っていただきます。説明時間は1事業者につき7分以内（予定）とし、その後審査委員から質疑応答を行います。

なお、実施場所及び詳細な開始時間・実施方法については、後日書面にて案内します。（提案書をもとに説明を行っていただきますので、プロジェクト等は使用できません。）

(4) 以下の項目に基づき、ご提案内容の評価を行います。

項目	配点	評価の観点（例）
提案趣旨	10	事業に対する理解 等
業務執行体制	35	業務体制、バックアップ体制 等
業務内容	25	事業の実現可能性、事業の実施方法 等
業務実績	25	同種事業等の業務実績 等
運営費	5	運営費の妥当性 等

12. 選定スケジュール

内容	時期
募集要領の配布期限	令和8年1月20日（火）午後5時
参加申込書の提出期限	令和8年1月20日（火）午後5時（必着）

質問の受付期限	令和8年1月20日（火）午後5時（必着）
提案書等の提出期限	令和8年2月3日（火）午後5時（必着）
1次審査結果通知	令和8年2月13日（金）（予定）
委託団体審査委員会の開催	令和8年2月16日（月）～ 令和8年2月20日（金）の間（予定）
選定結果の通知・公表	令和8年2月末（予定）

13. 提案事業者の資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす事業者とします。なお、資格要件を満たさない場合は、応募を無効とします。

- (1) 事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人等、法人格を有すること。なお、法人格を有しない「協議会」など共同体により実施する場合は、①共同体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること、
②構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていること。
- (2) 神戸市指名停止基準要綱(平成6年6月15日市長決定)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。本市における請負及び委託契約の業務について、契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続き開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの申立がなされていないこと。
- (6) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 事業者及びその代表者が直近1年間の所得税、法人税、市町村税等を滞納していないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に基づく暴力団でないこと。また、従業員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力でないこと。

14. その他

- (1) 提出書類は、候補者の選定後は、神戸市情報公開条例(平成13年7月条例第号)第10条に基づき非公開となる情報を除き、公文書公開の対象となります。
- (2) 契約の締結にあたっては、選定された企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがあります。

15. 問い合わせ先

神戸市福祉局くらし支援課 保護担当 神谷（かみや）
住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1
電話：078-322-5201 FAX：078-322-6040